

平成28年2月22日

第2回倉吉市議会臨時会議案

倉吉市



# 報 告

平成28年2月第2回倉吉市議会臨時会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成28年 2月22日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

## 記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		



## 目 次

報告第 3 号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）……………	1	
報告第 4 号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）……………	3	
議案第 3 号	平成 27 年度倉吉市一般会計補正予算（第 8 号）		別冊
議案第 4 号	平成 27 年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）		
議案第 5 号	平成 27 年度倉吉市水道事業会計補正予算（第 3 号）		別冊
議案第 6 号	特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について……………	5	
議案第 7 号	倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の一部改正について……………	8	
議案第 8 号	倉吉市手数料条例の一部改正について……………	15	
議案第 9 号	鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について……………	18	



報告第3号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年2月22日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

## 専決第1号

### 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年1月14日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 12,960円
- 2 相手方 倉吉市 個人
- 3 事故の概要
  - (1) 事故発生年月日 平成27年12月10日
  - (2) 事故発生場所 倉吉市丸山町488番地1地内
  - (3) 事故状況 市職員が、公務のため公用車を運転し民家を訪問した際、物件敷地内のマンホール蓋を破損し、相手方の物件に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

報告第4号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年2月22日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第2号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年1月29日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 116,527円
- 2 相手方 倉吉市 個人
- 3 事故の概要
  - (1) 事故発生年月日 平成27年10月26日
  - (2) 事故発生場所 倉吉市東町435番地1先
  - (3) 事故状況 市職員が、庁外公務を終え帰庁するため、公用車で市役所北庁舎駐車場に進入した際、歩道を通行していた相手方自転車と衝突し、相手方に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

議案第6号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

次のとおり特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月22日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年倉吉市条例第29号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合において100分の130、12月に支給する場合において<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合において100分の130、12月に支給する場合において<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

第2条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与及びその額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の140に相当する額に、6月に支給する場合には<u>100分の145</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

<p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額100分の140に相当する額に、6月に支給する場合において<u>100分の132.5</u>、12月に支給する場合において<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の受ける期末手当の額は、給料月額100分の140に相当する額に、6月に支給する場合において<u>100分の130</u>、12月に支給する場合において<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、倉吉市職員の給与に関する条例第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第3項及び第3条第3項の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例第2条第3項及び第3条第3項の規定に基づいて支払われた期末手当は、それぞれ改正後の条例第2条第3項及び第3条第3項の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第7号

倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月22日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の給与に関する条例及び倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>186,500円</u>に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85(特定管理職員にあっては、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 第3条及び第4条の規定にかかわらず、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、<u>185,400円</u>に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額<u>に100分の75(特定管理職員にあっては、100分の95)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額<u>に100分の35を乗じて得た額の総額</u></p> <p>3～5 略</p>

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85</u>（特定管理職員にあっては、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用短時間勤務職員 当該再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

第3条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額 円							
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400

7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	

48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		

89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800					
115		300,100					
116		300,500					
117		300,700					
118		300,900					
119		301,200					
120		301,500					
121		301,900					
122		302,100					
123		302,400					
124		302,700					
125		303,000					

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年倉吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。





議案第8号

倉吉市手数料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月22日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例

倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
1～11 略				1～11 略			
11の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第3項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	通知カードの再交付手数料	1枚につき500円	11の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号。以下「番号法総務省令」という。）第11条第3項に規定する通知カードの再交付（通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	通知カードの再交付手数料	1枚につき500円
11の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第7項の規定による返納の場合又は同条第8項に規定する場合における個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき800円	11の3	番号法総務省令第28条第1項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）	個人番号カードの再交付手数料	1枚につき800円
12～37 略				12～37 略			

附 則

この条例は、平成28年3月1日から施行する。



議案第9号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を変更する協議について、同法第291条の11の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月22日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第18条関係）			別表（第18条関係）		
区分		負担割合	区分		負担割合
管 理 費	議会費及び総務費	人口割 20% （最近の国勢調査人口による負担割合） 実績割 80% （前年度の全事務の負担金総額による負担割合） <u>ただし、これにより難しいと認められる事務に係る経費の負担割合は、広域連合の議会の議決を経て、広域連合長が別に定める。</u>	管 理 費	議会費及び総務費	人口割 20% （最近の国勢調査人口による負担割合） 実績割 80% （前年度の全事務の負担金総額による負担割合）
略			略		

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

